

## 筋をとおすこと

前　書　日本　基礎生物学研究室

法学部長　畠　博　行

広報委員会から新入生諸君への歓迎の言葉を書けといわれたが、訓示めいたことをいうのはもともと性に合わないし、三度目ともなると気のきいた言葉も浮かんでこない。そこで、私の学生時代にわが国で起こった二つの国際事件において、独立直後のひ弱な政府がかつて占領国であったアメリカやイギリスに対してさやかな抵抗を試み、それなりの筋をとおしたことを紹介することで、「歓迎の言葉」に代えさせていただきたい。

昭和27年、サンフランシスコ講和条約が発効してまもなくの頃、休養のため神戸港に停泊中のイギリス軍艦の取組員二名が飲酒のうえタクシー強盗を働き、逮捕という事件が発生した。イギリス政府は、犯人の引き渡しを求めてきたが、日本側は応じず、たちまち両国間の外交問題に発展した。イギリスの引き渡し要求の根底に、水兵たちは国連軍の一員として東アジアの平和維持のために働いてやっているのに逮捕するのはけしからんという思いがあったことは否定できない。しかし、水兵たちの行為が公務と無関係であるのは誰の眼にも明らかであり、けっきょく、イギリス海軍も被疑者である水兵を日本の司直の手に委ねて出港していった。

神戸水兵事件から数年たった昭和32年、富士山麓の米軍演習場において立哨中のジラードという兵士が弾拾いのため近づいてきた52歳の農家の主婦にいたずら半分で空の薬莢(きょう)を発射し、死亡させるという事件が起った。日米両国間で締結されている行政協定(日米行政協定)によれば、公務遂行中の米国軍人・軍属の犯罪については米軍が、また公務遂行外での犯罪については日本当局が、それぞれ第一次裁判管轄権を有すると

定められており、この事件は、主婦が米軍の立哨中の兵士に射殺された事件として記載されるべきである。一方で、この事件は、主婦が米軍の立哨中の兵士に射殺された事件として記載されるべきである。

されていた。その事件(いわゆる「ジラード事件」)では、米軍は、(1)ジラードが歩哨として公務の遂行中であったこと、(2)演習場は立入禁止区域で被害者が不法侵入者であったことなどを理由に、米軍側に裁判権があると主張した。しかしながら、日本政府は、歩哨であったジラードの当時の任務は休憩中の同僚兵士の武器、ヘルメット、上衣等の警備であり、薬莢の落ちている場所を教えるような仕種(しぐさ)をして、被害者をおびき寄せ、至近距離から空薬莢を発射するなどの行為は「公務遂行中」のものとは認め難いから、裁判権は日本国に帰属すべきであると強く反論した。一部のアメリカの世論は強硬で、多くの新聞が「日本がここまで復興したのは、アメリカの援助のお陰ではないか」と書き、日本政府の姿勢は忘恩的であるとなじった。しかし、日米関係の悪化をおそれた米国政府が譲歩したため、ジラードは日本の法廷で裁かれることとなった。

占領から解放されたばかりの日本の政府当局者も何とか筋をとおしたわけである。これらの事件の経緯をみれば、両国とも占領から解放されたばかりの日本を軽くみていたことは明らかである。しかし、これらの国々も最終的には日本側の主張を認め、両事件とも無事落着した。

今からみれば、政府の主張は当たり前のことであり、事件そのものも大方の国民にとっては忘却のかなたにある。しかし、かつて占領国として絶対的権力を握っていたアメリカやイギリスに丸腰のわが国政府が言うべきことを言い、筋をとおしたことは、さわやかな出来事として今でも脳裡に焼きついている。